

江戸時代、美濃国羽栗郡本郷村の庄屋であった花村武史家の文書から、河川交通関係の資料を読みます。

一 庄屋について

○江戸時代、領主が村民の名望家中から命じて、郡代・代官に属させ、一村または数村の納税その他の事務を統括させた村落の長。むらおさ。畿内・西国方面では庄屋、東国方面では名主（なぬし）と呼ぶことが多い。【広辞苑】

○主として江戸時代の村役人または町役人の称。・・・名主・庄屋の任務は村方の全般に関する事務であるが、特に年貢の納入、戸籍事務、道橋の普請、村民の願書・契約書の奥書などは重要なものであった。・・・領主が出した年貢割付状・同皆済目録の類、村財政の収支を記した村入用帳、領主の布達などを書き留めた御用留、時には検地帳や助郷帳の写、その他多くの書類は名主・庄屋宅に保管されていた。【国史大辞典】

二 羽栗郡本郷村（現羽島市福寿町本郷）について

- ア 羽栗郡本郷村：桑原輪中のうち。元和五年（一六一九）から尾張藩領。知行主（給人）は尾張藩重臣・横井氏（尾張国丹羽郡赤目村に本拠）。東は竹ヶ鼻村、南は浅平村、平方村、北は間島村、西は長良川を限る。本郷湊あり。
- イ 羽栗郡：もと尾張国に属したが、天正十四年（一五八六）六月の大洪水で木曾川の河道が変わり美濃に編入された。のち葉栗郡から羽栗郡に改称。
- ウ 桑原輪中：羽島市の南半部（二三か村）。木曾川・長良川・逆川（ぎやくがわ）に囲まれる。幕府領九か村、尾張藩領一三か村、旗本領一か村。

三 本郷湊の略年譜

明暦二	一六五六	<p>これ以前から、対岸の安八郡森部村への渡し船があった。当時、渡し船が一艘で船頭が二人あった。給人の横井折部や近郷の村々から毎年米などが支給されており、利用者から船賃を取っていた。【資料①】</p> <p>本郷村は、本郷湊の運上の貢納と問屋の設置を郡奉行に願い出た。商荷物を着船させ、人馬にて竹ヶ鼻村や近郷の村々へ送り届け賃銭を取る仕事を行うようになった。北隣の間嶋村が給人に湊願を提出したが、本郷村と訴訟となり翌年、退けられた。【資料②の2、3】</p> <p>本郷村は、湊問屋を置いた。</p> <p>渡船の乗船人数を制限した。(一艘三〇人↓二六人)</p> <p>商荷物を逆川に着船、竹ヶ鼻村へ運搬するようになった。</p> <p>本郷村は、竹ヶ鼻村を相手取って本郷湊へ着船するように訴訟を起こした。【資料②の1】</p> <p>裁許が下され、二か月は本郷湊、一ヶ月は竹ヶ鼻村へ着船するよう順番を定めた。</p>
元禄十二	一六九九	
享保十一	一七二六	
元文二	一七三七	
元文五	一七四〇	
宝暦十二	一七六二	
明和頃	一七六四	
明和七	一七七〇	
明和八	一七七一	

四 テキストについて

資料①「濃州長良川筋 葉栗郡本郷村」(元禄十二年・一六九九)

- 元禄十二年当時は、渡し船が一艘で船頭が二人でした。
- 船頭へは、給人(本郷村知行主)の横井折部から、年に二斗ずつの米が支給されました。渡し船を造り替える時の費用は、給人と村中で賄いました。
- 近隣の十三か村からも、年に米一石五升、麦三斗五升、錢一貫二〇〇文が出されていました。
- 船賃は一人三文、人馬が十二文、出家などは無料でした。

【語句の説明】

「濃州」：美濃国。 「葉栗郡本郷村」：正しくは羽栗郡。 「給人」：土地を給せられた武士。 「横井折部」：尾張藩重臣。本拠地は尾張国海西郡赤目。 「井」：ならびに。 「とい」：問。問丸・問屋。港湾の運送・倉庫業者。 浅平・江吉良・舟橋・平方・間島・竹ヶ鼻：現羽島市 大森・南条・善光・大野・水取・今ヶ渕・牧：現安八町 「同断」：同じ。 「石・斗・升」：容量の単位。一升は約一，八^{リットル}。 「錢」：江戸時代の銅貨。一枚一文。一貫は一〇〇〇文。 「^メ」：締め。合計。 「出家衆」：僧侶。普請(ふしん)：建築・土木の工事。 砌(みぎり)：とき。